

第8回国際アビリンピック ソウル 2011 実施要領

2011年1月1日制定

I Aソウル 2011 組織委員会

第一章 総則

第一条（目的） 第8回国際アビリンピック ソウル 2011 実施要領は、第8回国際アビリンピック ソウル 2011（以下、「I Aソウル 2011」という。）を成功させるために、技能競技の実施・運営に関わるすべての事項を管理することを目的とする。

第二条（適用性） I Aソウル 2011 の運営は、国際アビリンピック連合憲章及び国際アビリンピック実施規則のほか、この実施要領により行う。

第三条（情報提供） 原則として、参加者に必要な情報はすべて公式ウェブサイトに掲載する。

第二章 参加

第四条（選手団）

- ① I Aソウル 2011 に参加するために、一国・地域から一選手団を組織するものとする。
- ② 選手団は、競技者、介助者、審判、言語通訳者、手話通訳者、医療担当者、役員及びその他のプログラムの参加者からなるものとする。

第五条（相互協力） I Aソウル 2011 組織委員会（以下、「組織委員会」という。）及び各国・地域選手団は、I Aソウル 2011 の効率的な準備・実施のために相互に協力しあうものとする。

第六条（援助）

- ① 組織委員会は、資金不足のために参加が困難である選手団に対し、財政的援助を決定することが出来る。
- ② 組織委員会は、前項に規定する援助に関する基準及び詳細を事前に公表するものとする。

第七条（登録）

- ① 参加を希望する選手団は、組織委員会が定める登録手続きに従って登録し、規定の登録料を納めるものとする。
- ② 登録料は、以下の通り、登録期間により異なる。
 - －2011年6月30日までの登録料：参加者一人あたり 200 米ドル
 - －2011年7月1日以降の登録料：参加者一人あたり 250 米ドル
- ③ 組織委員会は、書面による求めがあれば、上記の登録期間の延長を認めるものとする。
- ④ その他、手続き及び払い戻し等については、事前に公表するものとする。

第八条（医療体制）

- ① 組織委員会は、I Aソウル 2011 参加者の健康と安全を考慮し、競技会場に応急手当用の設備を

備える等、選手団に必要な医療を施すものとする。

②参加者の健康と安全を考慮し、組織委員会は、I Aソウル 2011 に参加する選手団の全メンバーに対し、海外での医療及び入院をカバーする保健への加入を推奨する。

第三章 技能競技

第一部 競技者

第九条（参加要件）

①競技者は何らかの障害を持つ者とし、障害の種類を証明する書類及び使用中の薬等を示す書類を提出しなくてはならない。

②競技者の年齢は、I Aソウル 2011 開始日、2011 年 9 月 26 日において 15 歳以上とする。

第十条（責任） すべての競技者は公正に競い合うものとし、外部からのあるいは補助的な支援を受けることなく、課題を完成させるよう全力を尽くすものとする。

第十一条（競技者数及び課題数）

①一種目について、各国・地域からの競技者数は、原則として 2 人までとする。ただし要望を受けて、組織委員会が増員を認める場合がある。

②競技者は、競技時間が重ならない限り、2 種目以上の競技に参加することが出来る。

第二部 技能競技

第十二条（技能競技） 技能競技種目は以下の表の通りとする。

タイプ	競技種目	
職業技能競技	1. 義肢製作 2. 籠製作 3. 自転車組立 4. 建築 CAD 5. 電子機器 CAD 6. 機械 CAD 7. ケーキ飾り 8. キャラクターデザイン 9. CNC 旋盤 10. コンピュータ組立 11. コンピュータプログラミング 12. 料理 13. ホームページ作成 14. 英文 DTP 15. 洋裁（応用）	16. 電子機器組立・テスト 17. フラワーアレンジメント 18. 家具（応用） 19. 貴金属装身具 20. マイクロ・コントローラ応用 21. データベース（応用） 22. 写真撮影－アウトドア 23. 写真撮影－スタジオ 24. ポスターデザイン 25. 製品デザイン 26. シルク絵画 27. 洋服－紳士服 28. 木彫 29. 英文ワープロ
職業技能基礎競技	1. データベース（基礎） 2. 洋裁（基礎）	3. 電子機器組立（基礎） 4. 家具（基礎）
生活余暇技能競技	1. かぎ編み 2. 刺繍 3. E-スポーツ 4. 手編み	5. 絵画 6. 陶磁器 7. 不用品再利用

第十三条（競技開催）

- ①技能競技は、3 ヶ国・地域以上から 5 人以上の競技者が参加して実施される。
- ②前項に規定する条件が満たされない場合は、当該種目はデモンストレーション種目として実施する。

第十四条（オリエンテーション）

- ①組織委員会は、競技で使用する機材、器具、設備に関する情報を競技者に提供するため、競技会場においてオリエンテーションを実施する。
- ②オリエンテーションに参加する競技者は、障害に関係して機材、器具、設備の調整（作業台の高さの調節や照明の追加など）が必要な場合は、組織委員会に要望を申し入れることが出来る。
- ③各技能競技種目のオリエンテーションの日程は事前に公表する。

第十五条（競技会場）

- ①組織委員会は、競技者が全力を尽くせるよう競技会場の環境を整える。
- ②競技エリアに立ち入れる者は、競技者、審査員及び組織委員会が選任した関係者のみとする。
- ③各種目の審査員団主査は、必要に応じて、組織委員会に公式に登録した通訳者及び介助者が競技エリアに入ることを認めることが出来る。

第十六条（機材及び材料等）

- ①組織委員会は、事前に通知された競技者が持参しなければならない物を除き、公平な競技の実施に必要なすべての機材及び材料を支給する。
- ②第十四条に従って、各自の支援機器を使用したい競技者は、オリエンテーション時に組織委員会に申し出て使用許可を得る。

第十七条（競技時間） 競技時間は、1種目6時間を超えないものとする。

第三部 課題

第十八条（課題の公表） 組織委員会は、課題名、注意事項、要件、競技時間、支給材料、競技者が持参するもの、競技会場に準備してある設備、採点基準等、競技課題を事前に公表する。ただし、公表すると競技に影響を及ぼすと思われる詳細についてはこの限りではない。

第十九条（課題の配布）

- ①組織委員会は、競技会に先立ち、課題の英訳を競技者に配布する。
- ②審査員団主査は、選手団が課題を競技者に翻訳するために時間の延長を認めることが出来る。

第四部 審査

第二十条（資格要件） 審査員は当該分野に関して、十分な経験・知識を有し、かつ、技能競技や技能試験の審査経験を有する者の中から、組織委員会が選任する。

第二十一条（審査員の推薦） 選手団は自国・地域の審査員を、2011年4月30日までに組織委員会に推薦することが出来る。

第二十二条（審査員の選任）

- ①組織委員会は、各種目、3人以上の審査員を選任する。
- ②組織委員会は、一カ国・地域からの審査員が審査員団の半数を越えないよう留意する。ただし、第二十一条による審査員の推薦数が足りない場合は、開催国の審査員を選任できるものとする。
- ③競技委員会メンバーの中から、各技能競技種目の審査員団主査を任命する。

第二十三条（審査員の責務）

- ①審査員は公正かつ客観的に競技を実施しなくてはならない。
- ②審査員は、技能競技課題の詳細、技能競技結果等に関する部外秘の事項を公開してはならない。
- ③審査員は、審査に関するすべての事項について理解するとともに、主査の指示に従わなければならない。

ならない。

④各技能競技種目の主査は競技の準備、実施、審査の責任を負う。

⑤競技者の申し出があった場合は、各技能競技種目の主査は、競技の公平さに影響がない限り、組織委員会が選任した介助者による競技者の補佐を認めるものとする。

第四章 競技結果

第一部 結果発表及び抗議の取扱い

第二十四条（競技結果）

①組織委員会は、結果を競技翌日の午前9時に発表するものとする。

②審査結果は、発表後1時間以内に抗議の申し出がなければ確定する。抗議の申し出があった場合は、苦情処理委員会が審査結果を最終的に確定する。

第二十五条（抗議）

①競技の実施及び審査結果について抗議を申し出ようとする競技者または選手団は、結果発表後1時間以内に、苦情処理委員会に正式に抗議書を提出することが出来る。

②抗議を申し出る競技者または選手団は、組織委員会に50米ドルの供託金を支払うものとする。

③上記の供託金は、抗議が妥当であるとされた場合は返還されるが、妥当でないとしてされた場合は返還されない。

第二十六条（苦情処理委員会）

①苦情処理委員会は、あらゆる抗議を審議するために組織される。

②苦情処理委員会は、組織委員会委員長（または副委員長）、IAF会長、及び組織委員会が選任した3名の計5名により構成し、必要に応じて委員を増やすことが出来る。

③苦情処理委員会の委員の名前は、事前に公表するものとする。

④第二項にいう組織委員会が選任した委員が、抗議を申し出た参加者と国籍を同じくする場合、あるいは何らかの形で当該抗議に関わる場合は、当該委員は審議に参加できない。

⑤苦情処理委員会の最終決定に対する抗議は認められない。

第二部 授賞

第二十七条（授賞）

①競技者に与えられる賞は以下の通りとする。

第一位－金賞

第二位－銀賞

第三位－銅賞

第四位－特別賞

②審査は各競技種目につき第一位から第三位までの競技者を選ぶ形で行われる。

③特別賞は、競技者の障害を克服するための努力及び作品の質を評価して、一名または複数名に授与される。

④組織委員会委員長は、第十三条第二項に定められたデモンストレーション種目の競技者の賞を決定する。

⑤組織委員会は、上記選出者に賞及びメダルを授与し、競技者すべてに参加証明書を発行する。

第五章 附則

第二十八条（作品及び写真等） 提出された完成作品及び競技中に撮られた競技者及び選手団の写真及びビデオ映像は組織委員会に帰属し、組織委員会は競技の促進を目的としてこれらを使用する権利を有するものとする。

第二十九条（解釈）

- ①本文書について誤解あるいは異なる見解がある場合は、組織委員会の解釈に従うものとする。
- ②本文書に規定されていない事柄については、組織委員会が決定するものとする。

第三十条（修正） 本文書は、組織委員会によって修正される場合がある。修正された場合は、組織委員会はその意図及び詳細を明示するものとする。